

高知県における産業廃棄物行政の取り組み

高知県林業振興・環境部 環境対策課

● はじめに

全国トップの森林率を誇る高知県は四国山地の山々、四万十川や仁淀川に代表される清流、太平洋などの豊かな自然に恵まれ県民の暮らしを支え豊かなものになっています。しかしながら、人里離れた山間部等の人目に触れにくい場所もあり不法投棄が行われやすい環境でもあります。

このため、本県の廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応し、循環型社会の形成を維持するため、廃棄物処理法に基づき「第4期高知県廃棄物処理計画」を平成28年3月に策定しました。この計画において平成27年に実施した産業廃棄物実態調査では、平成26年度における県内の事業所等から発生した不要物は1,384千トンと推定されています（図1、2）。「第4期高知県廃棄物処理計画」では産業廃棄物処理に

おける施策の基本方針と内容を定め廃棄物の適正処理を推進しています。

高知県において着実な産業廃棄物の適正処理に向けて、実施している以下の取り組みをご紹介します。

● 1 産業廃棄物不法投棄等の監視

平成12年から県内5か所の福祉保健所に非常勤（警察職員OB）の廃棄物監視員を配置し、管内の産業廃棄物の不法投棄の防止、早期発見、適正処理指導を行っています。

廃棄物監視員はほぼ毎日管内の巡視活動を続けており、このほかに県民から廃棄物の不適正な処理について通報があれば福祉保健所担当職員又は本課担当者とともに対応し、ここ数年は県全体で年間800日前後の監視巡回を行っています（図3）。県民からの通報は不法投棄に係るものが最も多い傾向が過去5年間続いています（図4）。

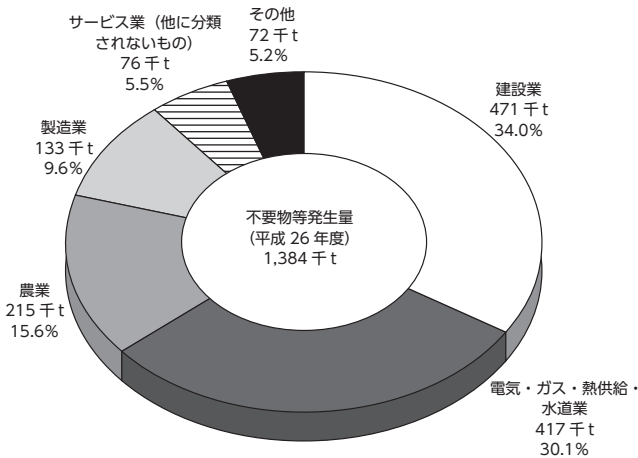


図1 業種別不要物等発生量(平成26年度)

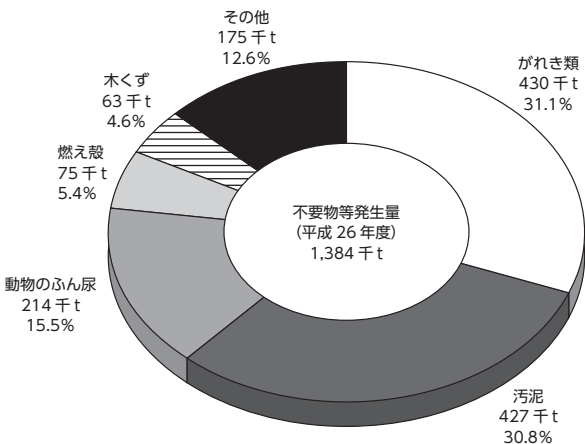


図2 種類別不要物等発生量(平成26年度)

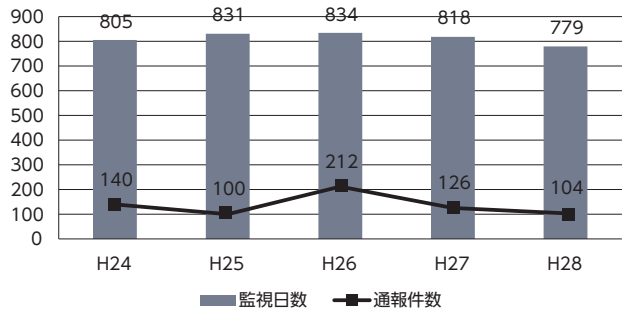


図3 高知県の廃棄物監視員活動実績

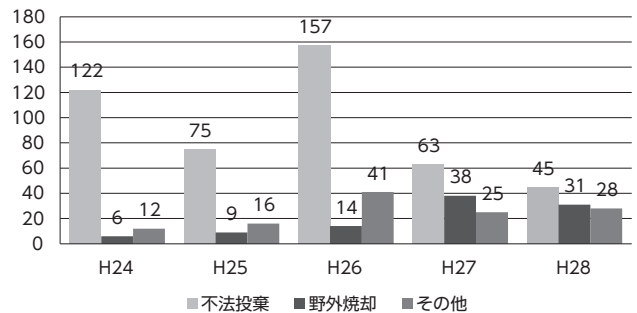


図4 通報内容

● 2 産業廃棄物適正処理対策

(1) 産業廃棄物処理業者に対する立入検査の実施

県が許可している県内の産業廃棄物処理業者に対して、許可申請・届出時の現場確認調査とは別に立入検査を実施し処

行政のうごき

理業者への指導を行っています。

平成18年から平成22年の間に重点的に実施し許可業者を一巡しました。その後平成27年度からは年間計画（月1件の目標値）を立てて実施しています。

（2）産業廃棄物適正処理啓発

平成16年度から毎年、排出事業者、処理業者等を対象として、産業廃棄物の適正処理を推進するための講習会を委託事業により県内4ヵ所で開催しています。参加者数はここ数年ほぼ横ばいの傾向にありましたが、平成29年度は平成28年度から導入したCPDS（一社 全国土木施行管理技士会連合会継続学習制度）の認定ユニットの効果により申込み定員満了となり、より多くの方に産業廃棄物の適正処理について考えていただく機会を設けることが出来ました（図5、図6）。

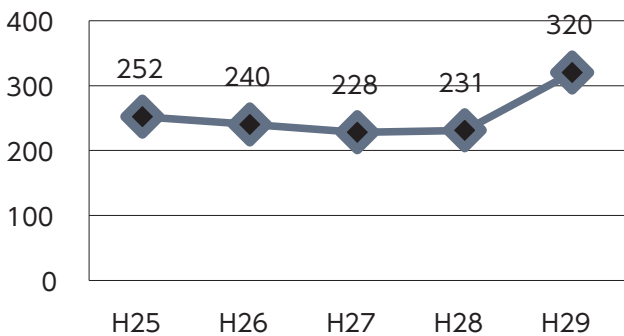


図5 適正処理講習会参加者数(H25～H29)



図6 適正処理講習会

（3）ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理指導

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理を推進していくために法で定められた処理期間内に確実に処理が完了するように、県内のPCB含有物等を保管・使用している事業者に対して啓発するとともに、未処理業者の掘り起こしを行い処理指導を行っています。平成29年度は処理期間終了が喫緊に迫った高濃度PCB廃棄物（安定器及び汚染物等）のうちトランス・コンデンサの処理が完了するよう取り組んでいます。

また、次期処理物である高濃度PCB廃棄物についても期間内処理が確実にされるよう、対象事業所への保管調査等を

行っていく必要があり効果的な手法を検討しています。

● 3 廃棄物緊急処理

県内の不法投棄廃棄物について、各福祉保健所毎に関係行政機関、警察関係者等で組織する産業廃棄物等連絡協議会等において協議した箇所で、放置すれば「ごみのごみを呼ぶ」恐れがある箇所等において、緊急に撤去する必要がある廃棄物を処理しています（図7）。

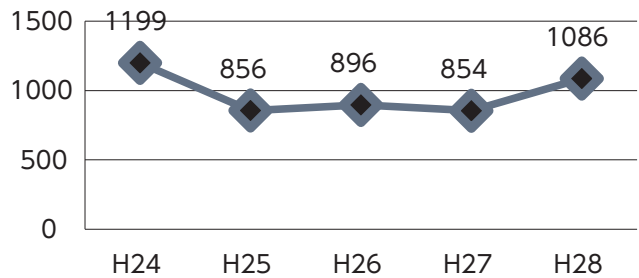


図7 緊急撤去事業経費推移(単位：千円)

● 4 新たな管理型最終処分場候補地選定

県内の廃棄物は県内で処理が完了できるように平成23年10月から操業を開始した県内唯一の管理型最終処分場「エコサイクルセンター」が平成33年度末までには埋立て終了が見込まれるため、平成28年度に、県として今後の管理型産業廃棄物最終処分場のあり方を整理し、公共関与による廃棄物処理施設整備の基本構想を策定しました。平成29年度はこの構想に基づき新たな施設を建設するための候補地を選定する作業を行っています。

● 5 その他

災害廃棄物処理対策

高知県では南海トラフを震源とする巨大地震の発生に伴う災害廃棄物処理対策として平成26年9月に「高知県災害廃棄物処理計画ver.1」を策定し基本的な処理手順を示すとともに、市町村の災害廃棄物処理計画策定の支援、人材の育成、関連業界団体や企業等との協力協定に取り組んでいます。

● おわりに

本県は冒頭で述べた「第4期高知県廃棄物処理計画」で、産業廃棄物処理における基本方針として、3Rの推進（2Rの推進、リサイクルの推進）、適正処理の推進（適正処理体制の維持、不適正処理の防止）、意識改革の推進という3つの課題を掲げています。

この課題の1つである「意識改革の推進」をさらに加速させるため、今後も排出事業者や処理業者が廃棄物に関するコンプライアンスの意識を醸成するために様々な情報の提供や制度に対する理解を深めていくための啓発を継続するなどして産業廃棄物の適正な処理が行われる循環型社会の形成の推進に向け取り組んでいきます。